

おねがい会員さんへ 援助を依頼するとき

○依頼した援助活動内容以外の援助は、ご遠慮ください。
会員同士の助け合いですから、過度の負担を求めるのはやめましょう。

○病気中的お子さんはお預かりできませんのでご了承ください。また、子どもの体調を十分考慮し、自身の責任により、援助の依頼をしてください。

○車を使用する援助を依頼した場合、6歳未満のお子さんについては、チャイルドシートを用意してください。センターでも貸出しています。（ただし、数に限りがあります。）



まかせて会員さんへ 援助を行うとき

○活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡してください。

○常に会員証を携帯して活動を行い、提示を求められたときには速やかに提示してください。

○活動が終了したら、まかせて会員は援助活動報告書（3部複写）を作成し、おねがい会員の確認印または署名を受け取り、1部（白色）をセンターに提出してください。提出のない活動については、補償保険が適用されません。気をつけましょう。

○センターでは、補償保険には一括で加入していますが、車両についての保険はついていません。自家用車を使用する場合は、任意保険により賠償・傷害が補償されている車を使用してください。

○車を使用する援助について、6歳未満のお子さんについては、必ずチャイルドシートを装着してください。

保険の加入について

ファミリー・サポート・センターでは、地域子育て支援補償保険・研修・会合傷害保険に加入しています。

相互援助について

ファミリー・サポート・センターは、子育て等の援助を受けたい人『おねがい会員』と、子育て等の援助を行いたい人『まかせて会員』が会員となり、地域においてお互いに助けたり、助けられたりして、子育てをとおして地域に『子育ての安心』と『人と人との温かな関係』を育てていく活動です。



会員の条件

おねがい会員（依頼会員）

長浜市在住もしくは、市内に通勤・通学している方で、生後3か月～12歳までの子どもの保護者

まかせて会員（協力会員）

長浜市在住の子どもの託児や送迎が可能な、20歳以上の方

どちら会員（両方会員）

長浜市在住の、どちらにも登録できる方

***まかせて会員とどちら会員には、センターの主催する講習会の受講が必須です。**

援助できる内容

相互援助活動で行う援助は、あくまでも一時的、補助的なもので、保育施設などで対応できない部分をサポートするものです。既存の保育サービスのような長時間、継続的な保育ではありません。

依頼する場合には、ボランティア精神に支えられていることを心に留めておいてください。

（こんな援助をおこないます）

- 1、保育施設等の開始前・終了後に子どもを預かること
- 2、保育施設等への送迎を行うこと
- 3、学校の放課後や放課後児童クラブ終了後に、子どもを預かること
- 4、保護者の急用や臨時的就労の場合に、子どもを預かること
- 5、冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かること

.....など

*子どもを預かる場合は、原則としてまかせて会員の自宅で行います。
*援助活動は早朝、夜間にわたることもありますが、子どもの宿泊は行いません。

報酬の基準

① ながはま・ファミリー・サポート・センター基準です。

活動日・時間		子ども1人/1時間
月曜日～金曜日	午前7時～午後7時	700円
	上記以外の時間	800円
土・日・祝日 年末年始 (12/29～1/3)	午前7時～午後7時	800円
	上記以外の時間	900円
送迎のみの援助（子ども1人1回につき）		500円

② 兄弟姉妹など複数の子どもを預ける場合は、2人目から半額とします。ただし、預ける人数は、原則として、まかせて会員1人に対して3人までとします。

③ 子どもを家庭で預かる場合の援助時間は、まかせて会員が子どもを預かった時から、おねがい会員に引き渡した時までとします。
※保育施設等の送迎を含む場合は、まかせて会員が子どもを預かった時から、保育施設等へ送り自宅に着いた時までになります。また、保育施設等へ迎えに行く場合は、自宅を出た時から、おねがい会員に引き渡した時までとします。

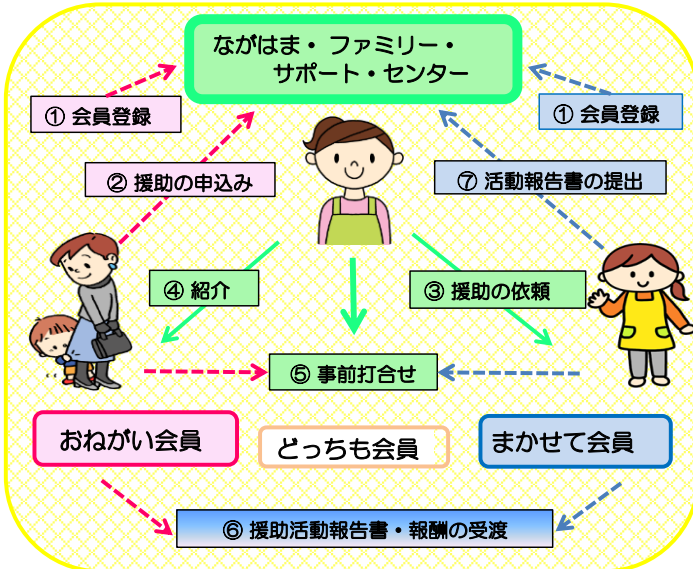
④ 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間として計算します。1時間を超える場合は、15分単位とします。（10円未満切捨てとします）

⑤ 取消については、次のとおりの取消料をお支払いください。
前日までの取消・・・無料
当日の取消・・・・・・報酬額1時間分（1回分）
無断取消・・・・・・全額
（無断取消は連絡のない場合も含む）

⑥ 子どもの送迎等に伴い、まかせて会員に負担をかけた交通費については、おねがい会員がまかせて会員に実費を支払います。まかせて会員が自家用車を使用した場合、10km以内は500円、10kmを超えるごとに100円加算した額を実費相当額とし、まかせて会員宅を出発し、帰宅するまでの走行距離で支払額が決定します。（例：10kmは500円、11kmは600円）

⑦ 食事（ミルク）・おやつ・オムツ等については、原則としておねがい会員が用意してください。やむをえずまかせて会員に用意してもらう場合、食事は1回につき200円、おやつは1回につき100円を目安として、あらかじめ相互で支払額を決定し、おねがい会員が支払ってください。

援助が必要になったら・・・



①会員登録 会員登録が必要です。**本人確認書類（免許証・保険証など）**を持参ください。

②援助の申込 援助が必要になったら、センターへご連絡ください。センターへ依頼した日から活動の日まで日時が迫っている場合、まかせて会員の調整が見つからない場合があります。依頼の申込みは、早めをお願いします。

③援助の依頼 センターは、まかせて会員に対して援助内容をお知らせし、条件が合えばお願いすることになります。都合が悪い時は、遠慮なくお知らせください。

④紹介 センターでは、まかせて会員が決まり次第、おねがい会員に紹介します。

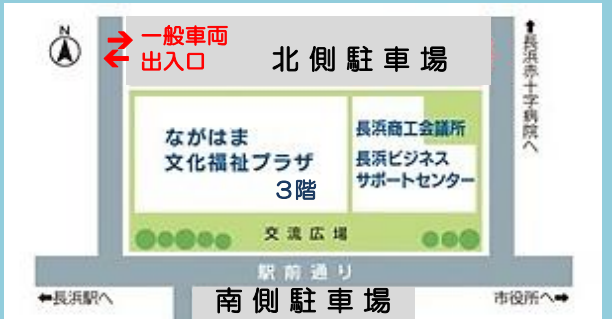
⑤事前打合せ まかせて会員・おねがい会員は、「事前打合せ内容」に沿って、援助活動日時・場所・内容・緊急時の連絡方法について、十分打ち合わせをして活動を開始します。事前打合せは、事務的な打合せだけでなく、お互いをよく理解し合い、お子さんとまかせて会員が親しくなってもらうことも目的としています。

ファミリー・サポート・センターは 地域の子育て応援団です！！

相互援助の手引



さざなみタウン



お問い合わせ・お申込先

ながはま・ファミリー・サポート・センター

〒526-0037 長浜市高田町12-34
さざなみタウン ながはま文化福祉プラザ 3階
長浜市社会福祉協議会内

TEL 0749-57-6101
FAX 0749-62-1834

受付時間：9：00～17：00
定休日：土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）

⑥援助活動報告書・報酬の受渡

援助活動が終了したら、まかせて会員は『活動報告書』を記入し、おねがい会員は内容を確認して、署名または押印します。おねがい会員は活動終了時に、報酬および実費をまかせて会員に支払います。『活動報告書』の2枚目はまかせて会員が、3枚目はおねがい会員が、援助活動記録として保管してください。

⑦活動報告書の提出

まかせて会員は、1か月分の『活動報告書』を翌月5日までに、センターに提出してください。

●退会の連絡

おねがい会員：お子さんが小学校を卒業されたり、援助が必要なくなった場合は、電話でも構いませんのでご連絡ください。

まかせて会員・どちら会員：援助することが難しくなった場合は休会、又は退会のご連絡をお願いします。

●住所変更

住所変更・家族構成等に変更があった場合は、ご連絡をお願いします。

会員の約束

- 1、ファミリー・サポート・センターの活動趣旨を理解して活動しましょう。
- 2、お互いのプライバシーは守りましょう。退会した後も同様です。
- 3、センターへの連絡なしに、会員同士で援助活動を行わないでください。連絡のないものについては、補償保険は適用されません。
- 4、事前打合せは、必ず行いましょう。特におやつや食事については、会員同士で十分打ち合わせを行ってください。
- 5、約束した時間は必ず守りましょう。（開始時間・終了時間）

幼児教育・保育の無償化にともない、ファミリー・サポート・センター事業も対象になる場合があります。
【問合せ先】長浜市教育委員会事務局 幼児課
TEL 0749-65-8607